

川崎市役所本庁舎及び第3庁舎設備運転管理等業務共同企業体取扱要綱

4川総庁第1137号  
令和5年1月25日

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する川崎市役所本庁舎及び第3庁舎設備運転管理等業務に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注する業務は、川崎市役所本庁舎及び第3庁舎設備運転管理等業務（以下「委託業務」という。）とする。

(履行方式)

第3条 委託業務は、当該共同企業体の各構成員がその出資の割合に応じて、資金、人員等を拠出して、各構成員が共同して履行する方式とする。

(構成員)

第4条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

2 前項の構成員の数は、2者とする。

(構成員の出資割合)

第5条 共同企業体の各構成員の出資の割合は、30%を下回ってはならない。

(代表者の要件)

第6条 共同企業体の代表者は、他の構成員の出資の割合を上回らなければならない。

(共同企業体の結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、当該業務委託に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(入札参加の申込み)

第8条 共同企業体は、別途定める一般競争入札参加資格確認申請書に、委任状(第1号様式)及び共同企業体協定書(第2号様式)を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 一般競争入札参加資格確認申請書の提出後に、共同企業体の構成員(代表者を除く)が指名停止等の措置を受けた場合は、入札書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができるものとする。

3 前項の規定により、新たに入札参加の申込みを行う場合は、第1項で指定する書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第9条 市長は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した共同企業体について資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対して、通知するものとする。

(存続期間)

第10条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、委託業務を落札した共同企業体にあつては、当該業務委託の完了後3か月を経過した日までとし、落札者以外の共同企業体にあつては、当該委託業務の契約が締結された日までとする。

(共同履行の確保)

第11条 市長は、共同履行の確保を図るために、共同企業体に対し、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(第3号様式)を提出させるものとし、契約書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札)

第12条 市長は、単体企業と共同企業体との混合入札を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。